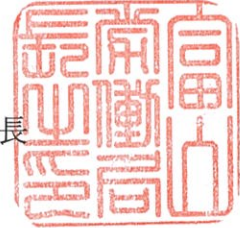


富労発基 0401 第 8 号の 2
令和 7 年 4 月 1 日

関 係 各 位

富山労働局長



令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（協力依頼）

日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施することとしており、当局においても積極的にこれを展開することとしています。

富山県内における、令和 6 年の職場における熱中症による休業 4 日以上の子傷者数は、令和 5 年より 6 人減少して 12 人となりましたが、過去 10 年間（平成 27 年から令和 6 年まで）の中では 3 番目に多く、気候変動の影響により、今後も増加又は高止まりすることが懸念されます。

令和 7 年は、別添の「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」に基づき、すべての職場において基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は、

- ① 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- ② 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと

など、重点的な対策の徹底を図ることとしています。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、関係機関や傘下の事業場に対する周知等に、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当部署】労働基準部健康安全課

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5

電話：076-432-2731